

[關係資料]

関係資料目次

資料 1 死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律第 33 号）及び死因究明等推進基本法 （令和元年法律第 33 号）	83
資料 2 その他関係法令	92
資料 3 現行の死因究明等推進計画に掲げられる各施策についての取組状況（令和 2 年 3 月末 時点）（第 2 回死因究明等推進計画検討会 参考資料 1）	95
参考図表	105

○資料 1 死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律第 33 号）及び死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）

死因究明等の推進に関する法律（平成 24 年法律第 33 号）	死因究明等推進基本法（令和元年法律第 33 号）
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第五条）</p> <p>第二章 死因究明等の推進に関する基本方針（第六条）</p> <p>第三章 死因究明等推進計画（第七条）</p> <p>第四章 死因究明等推進会議（第八条—第十五条）</p> <p>第五章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度についての検討（第十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、我が国において死因究明（死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）について、検案、検視、解剖その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。以下同じ。）及び身元確認（死体の身元を明らかにすることをいう。以下同じ。）（以下「死因究明等」という。）の実施に係る体制の充実強化が喫緊の課題となっていることに鑑み、死因究明等の推進に関する施策についてその在り方を横断的かつ包括的に検討し及びその実施を推進するため、死因究明等の推進について、基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、必要な体制を整備することにより、死因究明等を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第九条）</p> <p>第二章 基本的施策（第十条—第十八条）</p> <p>第三章 死因究明等推進計画（第十九条）</p> <p>第四章 死因究明等推進本部（第二十条—第二十九条）</p> <p>第五章 死因究明等推進地方協議会（第三十条）</p> <p>第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度（第三十一条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、死因究明等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、並びに死因究明等に関する施策に関する推進計画の策定について定めるとともに、死因究明等推進本部を設置すること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与することを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「死因究明」とは、死亡に係る診断若しくは死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の検案若しくは解剖又はその検視その他の方法によりその死亡の原因、推定年月日時及び場所等を明らかにすることをいう。</p> <p>2 この法律において「身元確認」とは、死体の身元を明らかにすることをいう。</p>

(死因究明等の推進に関する基本理念)

第二条 死因究明の推進は、死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

2 死因究明の推進は、高齢化の進展等の社会情勢の変化を踏まえつつ、人の死亡が犯罪行為に起因するものであるか否かの判別の適正の確保、公衆衛生の向上その他の死因究明に関連する制度の目的の適切な実現に資するよう、行われるものとする。

3 身元確認の推進は、身元確認が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであるとの基本的認識の下で行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める死因究明等の推進に関する基本理念(次条において単に「基本理念」という。)にのっとり、死因究明等の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

3 この法律において「死因究明等」とは、死因究明及び身元確認をいう。

(基本理念)

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。

二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。

三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。

四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。

3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、死因究明等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携協力)

第五条 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 死因究明等の推進に関する基本方針

第六条 死因究明等の推進に関して、重点的に検討され、及び実施されるべき施策は、次に掲げるとおりとする。

- 一 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
- 二 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
- 三 死因究明等に係る業務に従事する警察等（警察その他その職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。次号において同じ。）の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
- 四 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- 五 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
- 六 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(大学の責務)

第六条 大学は、基本理念にのっとり、大学における死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(法制上の措置等)

第八条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第九条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならない。

第二章 基本的施策

を撮影して死亡の原因を診断することをいう。)その他死因究明のための科学的な調査の活用

七 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

八 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

2 死因究明等の推進に関する施策は、死因究明等に係る人材の育成、施設等の整備及び制度の整備のそれぞれについて、前項の施策の総合性を確保しつつ、段階的かつ速やかに講ぜられるものとする。

(死因究明等に係る人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的知識を有する人材を確保することができるよう、医師、歯科医師等の養成課程における死因究明等に関する教育の充実、死因究明等に係る医師、歯科医師等に対する研修その他の死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、警察等(警察その他の職員が司法警察職員として死体の取扱いに関する業務を行う機関をいう。以下同じ。)における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、死因究明等に係る業務に従事する警察官、海上保安官及び海上保安官補等の人材の育成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する専門的教育を受けた人材の確保及び研究の蓄積が精度の高い死因究明等の実施にとって不可欠であることに鑑み、大学等における死因究明等に関する教育研究施設の整備及び充実その他の死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備)

第十二条 国及び地方公共団体は、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、相互に連携を図りながら協力しつつ、法医学、歯科法医学等に関する知見を活用して死因究

明等を行う専門的な機関を全国的に整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(警察等における死因究明等の実施体制の充実)

第十三条 国及び地方公共団体は、警察等における死因究明等が正確かつ適切に行われるよう、警察等における死体に係る捜査、検視、死因及び身元を明らかにするための調査等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死体の検案及び解剖等の実施体制の充実)

第十四条 国及び地方公共団体は、医師等による死体の解剖が死因究明を行うための方法として最も有効な方法であることを踏まえつつ、医師等が行う死因究明が正確かつ適切に行われるよう、医師等による死体の検案及び解剖等の実施体制の充実に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明のための死体の科学調査の活用)

第十五条 国及び地方公共団体は、死因究明のための死体の科学調査(死因を明らかにするために死体に対して行う病理学的検査、薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断(磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。以下この条において同じ。))その他の科学的な調査をいう。以下この条において同じ。)の有用性に鑑み、病理学的検査並びに薬物及び毒物に係る検査の実施体制の整備、死因究明に係る者の間における死亡時画像診断を活用するための連携協力体制の整備その他の死因究明のための死体の科学調査の活用を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、身元確認のための死体の科学調査(身元を明らかにするために死体に対して行う遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他の科学的な調査をいう。)が大規模な災害時はもとより平時においても極めて重要であることに鑑み、その充実に図るとともに、歯科診療に関する情報の標準化の促進並びに当該標準化されたデータの複製の作成、蓄積及び管理その他の身元確認に係るデータベースの整備に必要な施策を講ずるものとする。

(死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進)

第十七条 国及び地方公共団体は、死因究明等に関する施策の適切な実施に資するよう、死者及びその遺族等の権利利益に配慮しつつ、警察等、法医学に関する専門的な知識経験を有する医師又は歯科医師、診療に従事する医師又は歯科医師、保健師、看護師その他の医療関係者等が死因究明により得られた情報を相互に共有し、及び活用できる体制を構築するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、遺族等の心情に十分配慮しつつ、死因究明により得られた情報を適時に、かつ、適切な方法で遺族等に説明することを促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の適切な管理)

第十八条 国及び地方公共団体は、死者及びその遺族等の権利利益に配慮して、死因究明等により得られた情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章 死因究明等推進計画

第七条 政府は、死因究明等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条に定める死因究明等の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた死因究明等推進計画を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、死因究明等推進計画につき閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、死因究明等推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 死因究明等推進計画

第十九条 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等に関する施策に関する推進計画（以下「死因究明等推進計画」という。）を定めなければならない。

2 死因究明等推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 死因究明等の到達すべき水準、死因究明等の施策に関する大綱その他の基本的な事項

二 死因究明等に関し講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策を推進するために必要な事項

3 死因究明等推進計画に定める前項第二号の施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 厚生労働大臣は、死因究明等推進計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5 厚生労働大臣は、閣議の決定があったときは、遅滞なく、死因究明等推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、死因究明等推進計画の円滑な実施を図るため、その実施に要する経費に関し必要な

第四章 死因究明等推進会議

(設置及び所掌事務)

第八条 内閣府に、特別の機関として、死因究明等推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 死因究明等推進計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、死因究明等の推進に関する施策に関する重要事項について審議するとともに、死因究明等の推進に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第九条 会議は、会長及び委員二十人以内をもって組織する。

(会長)

第十条 会長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第十一条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

資金を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

7 政府は、死因究明等に関する施策の進捗状況等を踏まえ、三年に一回、死因究明等推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第四項及び第五項の規定は、死因究明等推進計画の変更について準用する。

第四章 死因究明等推進本部

(設置及び所掌事務)

第二十条 厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部（以下「本部」という。）を置く。

2 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 死因究明等推進計画の案を作成すること。
- 二 死因究明等に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、死因究明等に関する施策に関する重要事項について調査審議するとともに、死因究明等に関する施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

(組織)

第二十一条 本部は、死因究明等推進本部長及び死因究明等推進本部員十人以内をもって組織する。

(死因究明等推進本部長)

第二十二条 本部長は、死因究明等推進本部長（以下「本部長」という。）とし、厚生労働大臣をもって充てる。

(死因究明等推進本部員)

第二十三条 本部に、死因究明等推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 死因究明等に関し優れた識見を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する者
- 3 前項第二号の本部員は、非常勤とする。

(専門委員)

第二十四条 本部に、専門の事項を調査させるた

(資料提出の要求等)

第十二条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(会議の運営の在り方)

第十三条 会議の運営については、第十一条第一項第二号の委員の有する知見が積極的に活用され、委員の間で充実した意見交換が集中的に行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第十四条 会議の事務を処理させるため、会議に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
4 事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十五条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

め、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(幹事)

第二十五条 本部に、幹事を置き、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 幹事は、本部の所掌事務について、本部長及び本部員を助ける。

(資料提出の要求等)

第二十六条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(本部の運営の在り方)

第二十七条 本部の運営については、第二十三条第二項第二号の本部員の有する知見が積極的に活用され、本部員の間で充実した意見交換が行われることとなるよう、配慮されなければならない。

(事務局)

第二十八条 本部の事務を処理させるため、本部に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。
3 事務局長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。
4 事務局長は、本部長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十九条 この章に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 死因究明等推進地方協議会

第三十条 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明

第五章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度についての検討

第十六条 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明のための制度については、その特殊性に鑑み、政府において別途検討するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、施行の日から起算して二年を経過した日に、その効力を失う。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 (略)

等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。

第六章 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度

第三十一条 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後三年を目途として、死因究明等により得られた情報の一元的な集約及び管理を行う体制、子どもが死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報の収集、管理、活用等の仕組み、あるべき死因究明等に関する施策に係る行政組織、法制度等の在り方その他のあるべき死因究明等に係る制度について検討を加えるものとする。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第三条 (略)

○資料 2 その他関係法令

○警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、警察等（警察及び海上保安庁をいう。以下同じ。）が取り扱う死体について、調査、検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定めることにより、死因が災害、事故、犯罪その他市民生活に危害を及ぼすものであることが明らかとなった場合にその被害の拡大及び再発の防止その他適切な措置の実施に寄与するとともに、遺族等の不安の緩和又は解消及び公衆衛生の向上に資し、もって市民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

（死体発見時の調査等）

第四条 警察官は、その職務に関して、死体を発見し、又は発見した旨の通報を受けた場合には、速やかに当該死体を取り扱うことが適当と認められる警察署の警察署長にその旨を報告しなければならない。

2 警察署長は、前項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪行為により死亡したと認められる死体又は変死体（変死者又は変死の疑いがある死体をいう。次条第三項において同じ。）を除く。次項において同じ。）について、その死因及び身元を明らかにするため、外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等の必要な調査をしなければならない。

3 警察署長は、前項の規定による調査を実施するに当たっては、医師又は歯科医師に対し、立会い、死体の歯牙の調査その他必要な協力を求めることができる。

（検査）

第五条 警察署長は、前条第一項の規定による報告又は死体に関する法令に基づく届出に係る死体（犯罪捜査の手續が行われる死体を除く。以下「取扱死体」という。）について、その死因を明らかにするために体内の状況を調査する必要があると認めるときは、その必要な限度において、体内から体液を採取して行う出血状況の確認、体液又は尿を採取して行う薬物又は毒物に係る検査、死亡時画像診断（磁気共鳴画像診断装置その他の画像による診断を行うための装置を用いて、死体の内部を撮影して死亡の原因を診断することをいう。第十三条において同じ。）その他の政令で定める検査を実施することができる。

2 前項の規定による検査は、医師に行わせるものとする。ただし、専門的知識及び技能を要しない検査であつて政令で定めるものについては、警察官に行わせることができる。

3 （略）

（解剖）

第六条 警察署長は、取扱死体について、第三項に規定する法人又は機関に所属する医師その他法医学に関する専門的な知識経験を有する者の意見を聴き、死因を明らかにするため特に必要があると認めるときは、解剖を実施することができる。この場合において、当該解剖は、医師に行わせるものとする。

2 警察署長は、前項の規定により解剖を実施するに当たっては、あらかじめ、遺族に対して解剖が必

要である旨を説明しなければならない。ただし、遺族がないとき、遺族の所在が不明であるとき又は遺族への説明を終えてから解剖するのではその目的がほとんど達せられないことが明らかであるときは、この限りでない。

3・4 (略)

(関係行政機関への通報)

第九条 警察署長は、第四条第二項、第五条第一項又は第六条第一項の規定による措置の結果明らかになった死因が、その後同種の被害を発生させるおそれのあるものである場合において、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報するものとする。

(死体の引渡し)

第十条 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元が明らかになったときは、速やかに、遺族その他当該取扱死体を引き渡すことが適当と認められる者に対し、その死因その他参考となるべき事項の説明を行うとともに、着衣及び所持品と共に当該取扱死体を引き渡さなければならない。ただし、当該者に引き渡すことができないときは、死亡地の市町村長（特別区の区長を含む。次項において同じ。）に引き渡すものとする。

2 警察署長は、死因を明らかにするために必要な措置がとられた取扱死体について、その身元を明らかにすることができないと認めるときは、遅滞なく、着衣及び所持品と共に当該取扱死体をその所在地の市町村長に引き渡すものとする。

○医師法（昭和 23 年法律第 201 号）（抄）

第二十条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

○死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）（抄）

第一条 この法律は、死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）の解剖及び保存並びに死因調査の適正を期することによつて公衆衛生の向上を図るとともに、医学（歯学を含む。以下同じ。）の教育又は研究に資することを目的とする。

第二条 死体の解剖をしようとする者は、あらかじめ、解剖をしようとする地の保健所長の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 死体の解剖に関し相当の学識技能を有する医師、歯科医師その他の者であつて、厚生労働大臣が適当と認定したものが解剖する場合
- 二 医学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教授又は准教授が解剖する場合
- 三 第八条の規定により解剖する場合

- 四 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二百二十九条（同法第二百二十二条第一項において準用する場合を含む。）、第百六十八条第一項又は第二百二十五条第一項の規定により解剖する場合
 - 五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十九条第一項又は第二項の規定により解剖する場合
 - 六 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十三条第二項の規定により解剖する場合
 - 七 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成二十四年法律第三十四号）第六条第一項（同法第十二条において準用する場合を含む。）の規定により解剖する場合
- 2 保健所長は、公衆衛生の向上又は医学の教育若しくは研究のため特に必要があると認められる場合でなければ、前項の規定による許可を与えてはならない。
- 3 （略）

第七条 死体の解剖をしようとする者は、その遺族の承諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- 一 死亡確認後三十日を経過しても、なおその死体について引取者のない場合
- 二 二人以上の医師（うち一人は歯科医師であつてもよい。）が診療中であつた患者が死亡した場合において、主治の医師を含む二人以上の診療中の医師又は歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要を認め、かつ、その遺族の所在が不明であり、又は遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否の判明するのを待つては其の解剖の目的がほとんど達せられないことが明らかな場合
- 三 第二条第一項第三号、第四号又は第七号に該当する場合
- 四 食品衛生法第五十九条第二項の規定により解剖する場合
- 五 検疫法第十三条第二項後段の規定に該当する場合

第八条 政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によつても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。

- 2 前項の規定による検案又は解剖は、刑事訴訟法の規定による検証又は鑑定のための解剖を妨げるものではない。

○監察医を置くべき地域を定める政令（昭和 24 年政令第 385 号）

死体解剖保存法第八条第一項の規定に基き、次の地域を定める。

東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

<p>日本歯科医師会において、歯科専門員による身元確認に係る研修の充実、全国的な人材の確保や大規模災害時の迅速な対応を確保するなどのため、関係者等と連携し、研修に必要となる人材の確保や研修の充実を図ることを行う。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>毎年、都道府県警察において、歯科医師が参加する研修会等を実施した。また、日本歯科医師会主催の警察歯科医会全国大会に出席し、意見交換を行うなどして協力関係を深めた。(警察庁)</p> <p>平成26年6月、医学部、歯学部等を置く各公立大学長等に対し、死因究明等推進計画に基づく取組の推進について依頼し、以降、全国医学部長会連合会、全国歯学部長会、全国薬科大学長・歯学部長会等が連携して関係者を集める会合を開催して関係者を集めた。(文部科学省)</p> <p>平成30年度より、災害歯科保健医療チーム養成支援事業を開始し、災害発生時に関係機関や関係団体と連携し、迅速に歯科医療を提供できる人材の養成及び災害歯科医療チームを統合する人材を確保し、研修に必要となる人材の確保や研修の充実を図ることとした。(厚生労働省)</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>警察庁において、日本歯科医師会と連携するとともに、都道府県警察において、研修会に検視官等を派遣するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることを行った。(警察庁)</p> <p>各大学に對し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることを行った。(文部科学省)</p> <p>日本歯科医師会主催で開催された「災害歯科保健医療体制研修会」に関しては、平成30年度～令和元年度の間で600名程度が受講した。本研修会等の必要となる人材を養成する機会を継続的に提供でき、各地域で必要な災害発生時に関係機関や関係団体と連携し、迅速に歯科医療を提供できる人材及び災害歯科医療チームを統合する人材を確保し、研修に必要となる人材の確保や研修の充実を図ることとした。(厚生労働省)</p> <p>日本歯科医師会においては、引き続き、研修に係る人材派遣や検視官に必要となる情報の提供等を行うことを行った。(海上保安庁)</p> <p>今後とも、災害発生時に関係機関や関係団体と連携し、迅速に歯科医療を提供できる人材の養成及び災害歯科医療チームを統合する人材の確保や研修の充実を図ることとした。(厚生労働省)</p>
<p>文部科学省において、国立大学における死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、従来の支援を継続して、死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、新たに支援を行うところ、関係者等と連携し、研修に必要となる人材の確保や研修の充実を図ることを行う。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>東北大学を始めとする右記の5大学に加え、北海道大学、新潟大学、広島大学に取組を拡大し、各年度の予算において、死因究明等に係る教育研究推進のための必要な経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>文部科学省において、国立大学における死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、従来の支援を継続して、死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、新たに支援を行うところ、関係者等と連携し、研修に必要となる人材の確保や研修の充実を図ることを行う。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>
<p>文部科学省において、死因究明等に係る教育研究推進のための必要な経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>国公立大学補助事業として、平成28年度までは「医学・医療の高度化の基礎を担う基礎研究医の養成」、平成29年度からは「基礎研究医養成活性化プログラム」により、病理学や法医学等における基礎研究医の更なる確保や基礎研究の強化を図ることを目的に、キャリアパスの構築までを包括した体系的な教育を実施する大学の優れた取組への支援に係る経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>文部科学省において、上記支援の成果を集約・分析することによって、死因究明等に係る人材養成の拠点整備の取組として、関係者等と連携し、死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、新たに支援を行うところ、関係者等と連携し、研修に必要となる人材の確保や研修の充実を図ることを行う。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>
<p>文部科学省において、死因究明等に係る教育研究推進のための必要な経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>各大学の死因究明等に係る人材養成の取組、成果等について取りまとめるとともに、全国医学部長会連合会、全国歯学部長会、全国薬科大学長・歯学部長会等が連携して関係者を集める会合を開催し、関係者を集める会合を開催して関係者を集めた。(文部科学省)</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>文部科学省において、上記支援の成果を集約・分析することによって、死因究明等に係る人材養成の拠点整備の取組として、関係者等と連携し、死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、新たに支援を行うところ、関係者等と連携し、研修に必要となる人材の確保や研修の充実を図ることを行う。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>
<p>文部科学省において、死因究明等に係る教育研究推進のための必要な経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>各年度の予算において、死因究明等に係る教育研究推進のための必要な経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>文部科学省において、死因究明等に係る教育研究推進のための必要な経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>
<p>文部科学省において、死因究明等に係る教育研究推進のための必要な経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>全国医学部長会連合会、全国歯学部長会、全国薬科大学長・歯学部長会等が連携して関係者を集める会合を開催し、関係者を集める会合を開催して関係者を集めた。(文部科学省)</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>警察庁において、死因究明等に係る教育研究推進のための必要な経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>
<p>警察等における業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上</p> <p>(1) 警察等の職員の育成及び資質の向上</p>	<p>警察庁において、検視官を対象とした法医学専門研修を実施し、検視官が検視官に検視官を育成するなどの取組を実施した。また、関係者等と連携し、研修に必要となる人材の確保や研修の充実を図ることを行う。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>	<p>警察等において、死因究明等に係る教育研究推進のための必要な経費を措置した。</p> <p>警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁</p>

<p>13</p> <p>警察庁において、死体取扱業務に携事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議及び管区警察本部等における事例発表や効果的な研修資料の作成・配布等を通して、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の充実を図っていく。</p>	<p>警察庁</p>	<p>平成26年中に、関係行政機関への確実な通報の実施に係る資料を作成し、都道府県警察に配布した。</p> <p>平成28年度中に、都道府県警察に対し、犯罪死見逃し防止の取組の再徹底について通達を発送するとともに、取組死体が窓際症による死亡の場合の措置について事務連絡文書を出した。</p> <p>○ 全国会議及び管区警察本部会議において、都道府県警察における特異事例の発表を行い、情報の共有や知識の涵養に努めた。</p>	<p>○ 警察庁において、全国会議及び管区警察本部等における事例発表や効果的な研修資料の配布を行うなど、警察職員への育成及び資質の向上を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の充実を図っていく。</p>
<p>14</p> <p>海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図っていく。</p>	<p>海上保安庁</p>	<p>毎年、職員を法医学教室に派遣し、死因究明等に係る研修を受講させた。</p>	<p>○ 左記研修を修了した職員を現場配置に配置し、これにより死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を図っていく。</p>
<p>15</p> <p>海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事している海上保安官の知識・技能の維持・向上を図るための研修を行っているところ、その内容の充実を図っていく。</p>	<p>海上保安庁</p>	<p>検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上を図るための研修を継続して実施した。また、平成27年度に、研修内容の一部見直しを行い内容の充実を図った。(海上保安庁)</p>	<p>○ 左記取組により、鑑識官等の知識・技能の維持・向上を図った。</p> <p>○ 引き続き、海上保安官等に対して、必要に応じて研修内容の見直しを行うなど内容の充実にも努めていく。</p>
<p>16</p> <p>都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検察官の医師の資質・能力向上に資するために関係する死体取扱業務研修等について、警察において、警察の死体取扱業務の状況や取組事例の紹介を行うなどの協力をしていく。</p>	<p>警察庁</p>	<p>都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検察官の医師の資質・能力向上に資するために関係する死体取扱業務研修等について、警察において、警察の死体取扱業務の状況や取組事例の紹介を行うなどの協力を実施した。</p>	<p>○ 各都道府県警察において、都道府県医師会との協議会等における死体取扱業務の状況や取組事例の発表を通じ、検察官の医師の資質・能力向上に資するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、都道府県医師会と協力し、合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、死体取扱業務の状況や取組事例の紹介を行うなどの協力をしていく。</p>
<p>17</p> <p>海上保安庁において、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。</p>	<p>海上保安庁</p>	<p>都道府県医師会及び都道府県警察との連携の強化並びに職員の死体取扱に係る知識・技能の維持・向上に努めた。</p>	<p>○ 都道府県医師会及び都道府県警察との連携の強化並びに職員の死体取扱に係る知識・技能の維持・向上に努めた。</p> <p>○ 引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。</p>
<p>18</p> <p>都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察において、日本歯科医師会との協議会等を通じた研修・訓練を実施するなどの取組を図っていく。</p>	<p>警察庁</p>	<p>都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等を実施した。</p> <p>日本歯科医師会と協議を行い、平成28年4月、都道府県警察に対し、全国統一の研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針について通達を発送した。</p>	<p>○ 警察庁において、日本歯科医師会との協議を通じ、全国統一の研修・訓練を実施するための指針を提出したほか、都道府県警察と都道府県医師会が合同研修会を実施するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。</p> <p>○ 引き続き、指針に沿った合同研修会等の積極的な開催に努める。</p>
<p>19</p> <p>海上保安庁において、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。</p>	<p>海上保安庁</p>	<p>都道府県歯科医師会及び都道府県警察が実施する合同研修会等に参加した。</p>	<p>○ 都道府県歯科医師会及び都道府県警察との連携の強化並びに職員の死体取扱に係る知識・技能の維持・向上に努めた。</p> <p>○ 引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。</p>
<p>(2) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上</p>			
<p>- 再掲 (7)</p>	<p>文部科学省</p>		
<p>- 再掲 (8)</p>	<p>文部科学省</p>		
<p>- 再掲 (9)</p>	<p>文部科学省</p>		
<p>20</p> <p>文部科学省において、モデル・コア・カリキュラム(医学教育・歯学教育)において、死因究明等に係る教育内容を定めており、その周知徹底を図ることにより、卒業生(一部死体取扱業務開始前)までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図っていく。</p>	<p>文部科学省</p>	<p>全国医学部長学長会議、国公私立大学歯学部部長、歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長、薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、モデル・コア・カリキュラムにおける死因究明に係る教育内容の周知を図るとともに、死因究明等推進計画に基づき取組の推進について、定期的に要請を行った。</p>	<p>○ 各大学に対し、モデル・コア・カリキュラムにおける教育内容や、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、人材養成に係る認識の共有を図ることができた。引き続き、各大学に対し、周知・要請を行っていく。</p>
<p>21</p> <p>診療に従事しようとする医師は、臨床研修を受けなければならないこととされているところ、同研修における到達目標のうち、死因究明に係る項目として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CPC (臨床病理検討会) レポートを作成し、症例示できること ・ 死因診断書、死体検案書その他の証明書を作成し、管理できること ・ 厚生労働省において、今後、臨床研修病院等(医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院)に対して、死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルの活用を含め、上記到達目標の周知徹底を図っていく。 	<p>厚生労働省</p>	<p>毎年、死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルを臨床研修病院等に配布して、周知した。</p>	<p>○ 死亡診断書(死体検案書)記入マニュアルの臨床研修病院等への配布を通じて、臨床研修における到達目標のうち死因究明に関係するものの周知徹底に努めた。</p> <p>○ 引き続き、上記到達目標の周知徹底を図っていく。</p>

43	<p>海上保安庁において、身元不明死体に係る遺体構造の検査、歯牙の調査等を実施しているところ、必要があるときばそれらを確実に実施できるよう、都道府県警察、法医学教室、法医学教室、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築に努めていく。</p>	海上保安庁	<p>【再掲42】 平成26年9月、全国の警区海上保安本部に対し、死因究明等推進協議会への積極的な参画等に関する通達を発出した。また毎年開催している警区刑事課長等会議において、死因究明等推進協議会への積極的な参画及び関係機関との連携強化について指示した。</p> <table border="1" data-bbox="502 336 550 448"> <tr> <td>甲 成27年度</td> <td>0.8</td> <td>甲 成28年度</td> <td>0.8</td> <td>甲 成29年度</td> <td>0.9</td> <td>甲 成30年度</td> <td>1.0</td> <td>甲 成31年度</td> <td>1.0</td> <td>令和2年度</td> <td>1.0</td> </tr> </table> <p>※ 警察庁警察課(海上保安庁)</p>	甲 成27年度	0.8	甲 成28年度	0.8	甲 成29年度	0.9	甲 成30年度	1.0	甲 成31年度	1.0	令和2年度	1.0
甲 成27年度	0.8	甲 成28年度	0.8	甲 成29年度	0.9	甲 成30年度	1.0	甲 成31年度	1.0	令和2年度	1.0				
44	<p>法務省において、関係省庁と連携しつつ、警察等における死体取扱数等の増加に対応し、事業の内容に応じた検視の報告に係る書類作成等の事務を合理化することにつき、検討を進めていく。</p>	警察庁 法務省 海上保安庁	<p>各都道府県警察が地方検察庁に対する検視の報告の際に作成・送付している書類の内容等について行った実態調査に基づき、作成・送付の必要性、報告方法等について法務省と協議を行った。(警察庁) ○ 検視の報告に係る書類作成等の事務に関し、警察庁及び海上保安庁と協議を行うとともに、各地方検察庁の実情を踏まえ、関係省庁間で協議を行い、事業の内容に応じた検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化に関する検討を進めていく。(法務省) ○ 法務省と協議を行った。(海上保安庁)</p>												
45	<p>厚生労働省において、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究を推進し、異状死死因究明支援事業等を活用して、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していき。</p>	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	<p>平成26年度から、厚生労働科学研究として「高齢化社会における死因究明の在り方等に関する研究」(研究代表者：今村聡日本医師会副会長)を開始した。その中で、検案に携わる全国の医師1,000人を対象に検案に関するアンケート調査を実施し、検案に際して必要な検査・解剖等に関する調査を実施した。 ○ 平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」において、地域の事情も踏まえつつ、これまでの検案体制を考慮した望ましい死因究明体制の在り方について検討した。 ○ 平成29年度から、各科5年度にかけて、厚生労働科学研究として実施した「死因究明体制の在り方について検討を行った。また、全国会議において、各都道府県に対し、同事業の積極的な活用を依頼した(注：当該経費は、以下に掲げる異状死死因究明支援事業(厚生労働省))。</p> <table border="1" data-bbox="502 974 550 1086"> <tr> <td>甲 成27年度</td> <td>107.5</td> <td>甲 成28年度</td> <td>107.5</td> <td>甲 成29年度</td> <td>107.5</td> <td>甲 成30年度</td> <td>107.5</td> <td>甲 成31年度</td> <td>107.5</td> <td>令和2年度</td> <td>107.5</td> </tr> </table> <p>※ 異状死死因究明支援事業(厚生労働省)</p>	甲 成27年度	107.5	甲 成28年度	107.5	甲 成29年度	107.5	甲 成30年度	107.5	甲 成31年度	107.5	令和2年度	107.5
甲 成27年度	107.5	甲 成28年度	107.5	甲 成29年度	107.5	甲 成30年度	107.5	甲 成31年度	107.5	令和2年度	107.5				
46	<p>厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担について、今後の死因究明の実施体制の充実状況も踏まえつつ検討する。</p>	厚生労働省	<p>平成26年度から、厚生労働科学研究として「高齢化社会における死因究明の在り方等に関する研究」(研究代表者：今村聡日本医師会副会長)を開始した。その中で、検案に携わる全国の医師1,000人を対象に検案に関するアンケート調査を実施し、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担をとりまく状況を調査した。 ○ 平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」において、全国の都道府県及び市区町村を対象に、死亡診断書と死体検案書の発行料に関するアンケート調査を行い取りまとめた。 ○ 平成29年度から、各科5年度にかけて、厚生労働科学研究として実施した「死因究明の推進に関する研究」において、これまでの研究成果を踏まえ、検案書発行料の費用負担の在り方について研究を行った。</p>												
47	<p>我が国の死亡診断書(死体検案書)については、「死亡の原因」欄は世界保健機関(WHO)が定めたICD-10に基づき記載する様式としている。厚生労働省において、今後「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についても研究を進め、様式を定めた死亡診断書(死体検案書)の在り方全体について検討する。</p>	厚生労働省	<p>令和元年度までの厚生労働科学研究で、検案書発行料の費用負担の考え方を示す予定。 ○ 上記研究成果を踏まえ、検案書発行料に関する考え方について、地方公共団体に対し情報提供等を行い、各地域での検討を促すこととしている。</p> <p>令和元年度までの厚生労働科学研究で、死亡診断書(死体検案書)の様式案・死亡診断書(死体検案書)の電子交付に関する課題を示す予定。 ○ 上記研究成果を踏まえ、死亡診断書(死体検案書)の様式案の改訂や電子交付に関する具体的な検討を行っていく。</p>												

48	文部科学省 文部科学省 文部科学省	文部科学省において、地方において実施する死因究明等の実施体制の構築に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討するよう、大学に求めていく。	○ 医学部、歯学部等各大学長等に平成26年に死因究明等推進計画に基づき取組の推進及び死因究明等推進協議会の協力について依頼し、平成27年度以降、全国医事部長病院長会議、歯学部長会議、歯学部長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、定期的に要請を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。 ○ 引き続き、死因究明等の推進に必要な取組について、協力の要請を行っている。
(2) 解剖の実施体制の充実				
-	再掲 (45)	厚生労働省	厚生労働省主催の全国医事関係者推進協議会の検討事項として、地域における解剖等の実施体制についても検討を行うよう求めた。 ○ 地方公共団体における解剖される死因究明等推進協議会等への出席や関係機関への個別訪問、「死因究明に関する事例集」の配布等を通じ、検査や解剖の実施体制を充実させるべく、協議や重要性を説明するとともに、他県の参考となる取組について情報提供を行った。(内閣府)	○ 地域の状況に応じて、大学や関係機関が連携して解剖を実施する体制を整備することについて検討した死因究明等推進協議会もあつた。 ○ 今後、内閣府の業務を引き継いだ厚生労働省において、都道府県での検討が進められるよう求めるべく、情報提供など必要な支援を行っていく。
49	-	厚生労働省	政府において、地方に対し、その地域の状況を踏まえ、必要とされる解剖数に応じた具体的な解剖の実施体制の検討を進められるよう求めるべく、地方公共団体において解剖される死因究明等推進協議会等への出席や関係機関への個別訪問、「死因究明に関する事例集」の配布等を通じ、検査や解剖の実施体制を充実させるべく、協議や重要性を説明するとともに、他県の参考となる取組について情報提供を行った。(内閣府)	○ 監警医制度設置から70年を経ていることを踏まえ、平成29年度厚生労働省において各地の監警医制度等についてヒアリング等を行い、当時の歴史、今後の方向性について取りまとめ、「AI」等の補助的手段を有効に組み合わせた仕組みを開発して展開していくことが現実的であると考えるが、具体的な方法については、さらなる検討が必要と認められた。とりわけ、地方公共団体に対してアンケート等を行うなどして、解剖の実施体制の在り方について更に検討していく。
50	-	文部科学省	監警医を設ける全ての都府県と意見交換を行った。 ○ 平成28年度以降、関連する厚生労働省研究において、監警医制度を含む検査体制を考慮した望ましい死因究明体制の在り方について、公衆衛生の観点からの死因究明を論ずる中で検討した。	○ 監警医制度設置から70年を経ていることを踏まえ、平成29年度厚生労働省において各地の監警医制度等についてヒアリング等を行い、当時の歴史、今後の方向性について取りまとめ、「AI」等の補助的手段を有効に組み合わせた仕組みを開発して展開していくことが現実的であると考えるが、具体的な方法については、さらなる検討が必要と認められた。とりわけ、地方公共団体に対してアンケート等を行うなどして、解剖の実施体制の在り方について更に検討していく。
6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時間診断その他の死因究明のための科学的な調査の活用				
(1) 薬物及び毒物に係る検査の活用				
-	再掲 (45)	厚生労働省		
-	再掲 (35)	警察庁		
51	警察庁	警察庁	警察庁において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、標榜の簡易薬物検査キットの活用等薬物検査の充実を努めるとともに、現場の状況から必要と認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところも引き続き必要と認められる場合には、必要な定性検査が確実に実施されるよう努めていく。	○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局長会議等を通じ、薬物検査の積極的実施を指示するとともに、警察庁予算に際して、薬物検査を実施する際の薬物検査キットに係る経費を措置するなど、薬物検査の積極的な活用を図ることができた。 ○ 引き続き、薬物検査の充実を努めるとともに、必要な定性検査が確実に実施されるよう努めていく。
-	再掲 (36)	警察庁		
52	海上保安庁	海上保安庁	毎年開催している管区刑事課長等会議において、簡易検査キットを用いた薬物検査の積極的な実施や、必要がある場合には、確実に薬物検査を実施するよう指示した。また、関係機関・団体との協力関係の強化、構築を図った。薬物検査キットを含む死体取扱業務に必要な資機材等の整備費及び薬物検査に係る経費を含む解剖経費を継続して要求、措置した。	○ 取り扱う死体について、簡易検査キットを用いた薬物検査の実施や、必要があるときは薬物検査の定性検査を実施した。 ○ 引き続き、関連予算の要求を実施し、薬物検査の実施体制の確保に努めている。
(2) 死亡時間診断の活用				
-	再掲 (45)	厚生労働省		
-	再掲 (26)	厚生労働省		
-	再掲 (27)	厚生労働省		
-	再掲 (36)	警察庁		
-	再掲 (37)	海上保安庁		
-	再掲 (48)	文部科学省		

※ 監警医制度の在り方に関する調査結果(厚生労働省)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和2年度
実施率	0.6	0.5	0.5	0.5

※ 死体の腫瘍及び検査に関する調査結果(警察庁)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和2年度
実施率	276.6	283.6	287.9	319.4
検出率	319.4	287.9	287.9	332.8

※ 検疫及び死体の腫瘍・検査等に要する本調査(海上保安庁)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	令和2年度
実施率	49.1	35.2	40.3	53.8
検出率	72.3	71.1	71.1	71.1

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備	
再掲 (6)	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁
再掲 (38)	警察庁
再掲 (39)	警察庁
53	警察庁 警察庁 警察庁
54	厚生労働省
再掲 (43)	海上保安庁
8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進	
(1) 死因究明より得られた情報の活用	
55	警察庁 海上保安庁
56	厚生労働省
再掲 (24)	厚生労働省
再掲 (16)	警察庁
再掲 (28)	警察庁
再掲 (25)	警察庁 海上保安庁
再掲 (29)	海上保安庁

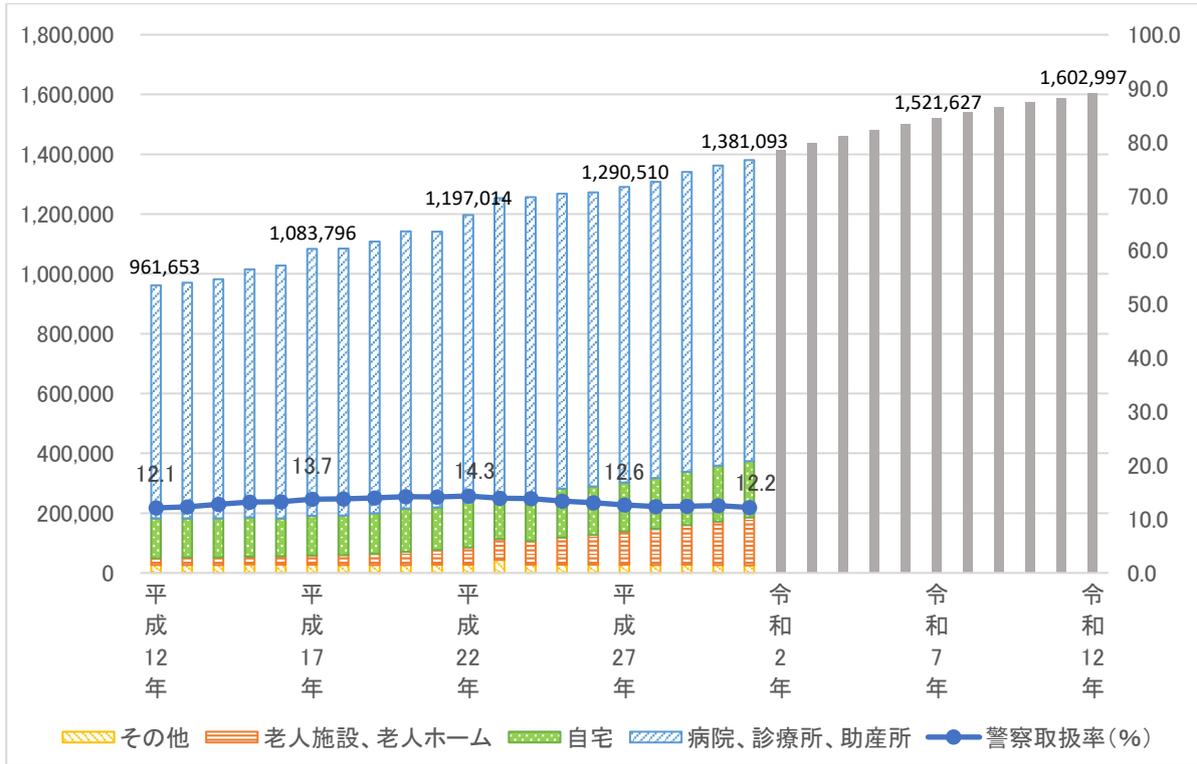
警察庁において、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照会が可能なよう、所要の準備を進めていく。

再掲 (47)	厚生労働省	
(2) 死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進		
57	<p>司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因(別)については、現在も、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第77条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたという遺族の気持ちに配慮し、対応を講ずるよう努めていく。</p>	<p>全国会議及び各管区警察局長会議において、遺族等への説明に係る留意事項について指示した。(警察庁)</p> <p>○ 都道府県警察において、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行った。(警察庁)</p> <p>○ 全国の地方検察庁に対し、死因究明等推進計画を周知した上、死者についての情報を知りたという遺族等の気持ちに配慮するよう、その要望に応じて、可能な限り司法解剖の所見の結果を説明するなど、丁寧な対応に努めるよう指示した。(法務省)</p> <p>○ 管区海上保安本部に対し、捜査への影響及び第三者のプライバシーの保護等に留意し、丁寧な説明を行うこと等を内閣とす</p>
58	<p>犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努めていく。</p>	<p>○ 都道府県警察において、死因・身元調査法に基づき調査の実施結果について、死体調査等結果書を交付し、死因その他参考となるべき事項の説明を実施した。(警察庁)</p> <p>○ 遺族等に留意しつつ、死因その他参考となるべき事項の説明を行っているところ、第三者のプライバシーの保護等に留意し、丁寧な説明を行うこと等を内閣とす</p>
59	<p>解剖結果、死亡時画像診断結果、検査結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、医師や歯科医師の専門的知識を要する事項については、医師が説明すべき旨を、医師が説明すべき旨を通じて周知していく。</p>	<p>○ 都道府県警察において、解剖結果、死亡時画像診断結果、検査結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、医師や歯科医師の専門的知識を要する事項については、医師が説明すべき旨を、医師が説明すべき旨を通じて周知していく。</p> <p>○ (再掲58) 遺族等に留意しつつ、死因その他参考となるべき事項の説明を行っているところ、第三者のプライバシーの保護等に留意し、丁寧な説明を行うこと等を内閣とす</p>
60	<p>解剖結果、死亡時画像診断結果、検査結果等の専門的知識を要する事項については、医師が説明すべき旨を、医師が説明すべき旨を通じて周知していく。</p>	<p>○ 平成26年度死因診断書(死体検案書)記入マニュアルにおいて、専門的知識を要する事項については医師が説明すべき旨を追記した。</p> <p>○ 死因診断書(死体検案書)記入マニュアルについて、臨床研修病院等に配布し、厚生労働省ホームページ上に公表するなどして、周知を図った。</p>

○参考図表

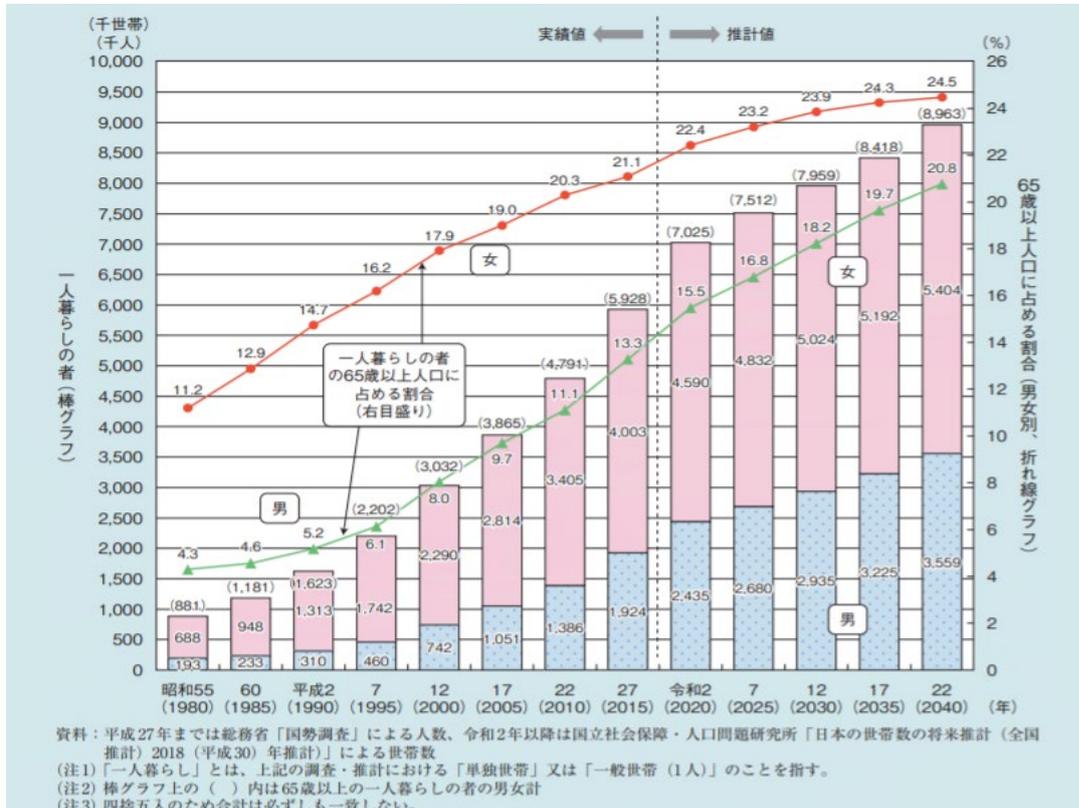
図1 死亡場所別死亡者数の動向及び将来推計

(単位：人、%)



(注) 令和元年までは厚生労働省「人口動態調査」、令和2年から12年までは国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位)の推計結果に基づき、当省が作成した。

図2 65歳以上の一人暮らしの者の動向



資料：平成27年までは総務省「国勢調査」による人数、令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)2018(平成30年推計)」による世帯数
 (注1)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯(1人)」のことを指す。
 (注2)棒グラフ上の()内は65歳以上の一人暮らしの者の男女計
 (注3)四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。

(注) 出典：内閣府「令和元年版高齢社会白書」

表1 警察における都道府県別の死体取扱状況（平成24年及び令和元年）

（単位：体）

	平成24年	令和元年		平成24年	令和元年
全国	173,833	167,808	三重県	2,428	2,506
北海道	7,367	7,739	滋賀県	1,589	1,584
青森県	2,201	2,098	京都府	3,145	2,772
岩手県	1,919	1,886	大阪府	13,004	12,309
宮城県	2,841	3,226	兵庫県	7,405	5,283
秋田県	1,678	1,346	奈良県	1,765	1,841
山形県	1,720	1,575	和歌山県	1,400	1,434
福島県	3,039	2,917	鳥取県	839	946
茨城県	4,400	4,420	島根県	1,026	913
栃木県	3,431	3,235	岡山県	2,258	2,432
群馬県	2,613	2,653	広島県	3,407	3,183
埼玉県	9,526	9,847	山口県	2,241	2,104
千葉県	8,158	8,777	徳島県	1,071	970
東京都	21,007	21,594	香川県	1,358	1,386
神奈川県	13,283	12,282	愛媛県	2,352	2,052
新潟県	3,660	3,212	高知県	1,377	1,238
富山県	1,397	1,392	福岡県	5,982	5,541
石川県	1,360	1,293	佐賀県	1,200	1,010
福井県	1,067	1,233	長崎県	1,766	1,516
山梨県	1,248	1,165	熊本県	2,602	2,159
長野県	2,623	2,548	大分県	1,331	1,168
岐阜県	2,428	2,398	宮崎県	1,451	1,253
静岡県	4,470	4,163	鹿児島県	2,282	1,904
愛知県	7,406	7,520	沖縄県	1,712	1,785

（注）警察庁資料に基づき、当省が作成した。

表2 死因究明等推進協議会を設置・開催済みの都道府県

	設置都道府県（※日付は第1回協議会が開催された日）：計39都道府県（注2）
平成26年度	愛媛（8月19日）
27年度	福岡（4月13日）、東京（5月15日）、滋賀（6月2日）、新潟（7月27日）、秋田（8月19日）、岡山（11月19日）、茨城（12月7日）、高知（1月26日）、静岡（2月2日）、兵庫（2月3日）、岐阜（2月17日）、埼玉（2月17日）、北海道（2月26日）、福井（2月26日）、三重（3月16日）、千葉（3月18日）
28年度	山口（7月14日）、愛知（7月27日）、佐賀（10月5日）、広島（11月1日）、徳島（1月30日）、石川（3月21日）、富山（3月30日）
29年度	群馬（9月14日）、栃木（9月27日）、大阪（11月15日）、鳥取（12月13日）、長野（1月30日）、大分（3月28日）
30年度	山形（5月24日）、沖縄（8月2日）、福島（8月8日）、長崎（2月14日）、神奈川（2月26日）、京都（3月27日）、香川（3月28日）
令和元年度	山梨（8月27日）
2年度	鹿児島（8月28日）

（注）1 死因究明等推進計画検討会資料（厚生労働省）等に基づき、当省が作成した。

2 本表における設置都道府県数は、令和3年1月現在の情報に基づくものであるため、政策評価書本文における設置都道府県数とは異なる。